質問		回答	備考
Q1		発電出力の合計が10キロワット以上のものは対象と なります。	5
Q2	届出書には自署や押印が必要ですか。	原則として、自署や押印は必要ありません。ただし、 事業計画の届出に必要となる『誓約書』については 押印が必要です。	
Q3	届出書への記入を誤った場合は、訂正印の押印が 必要ですか。	訂正印は必要ありません。訂正箇所を二重線で削除 し、訂正してください。	
Q4	代理人が届出を行ってもいいですか。	各種届出書の届出者は、太陽光発電事業を行う事業者ですが、窓口に届出書を提出するのは代理人でもかまいません。	
Q5	事業区域の位置図はどのようなものを提出すればいいですか。	地図や航空写真などに事業区域の範囲を囲み、事業区域を示したものを提出してください。(縮尺1,000分の1以上)	
Q6	届出書に記入する事業区域の面積は、公図による面 積と現況の面積のどちらを記入すればいいですか。	現況の面積を記入してください。	
Q7	周辺関係者の範囲はどこまでですか。	太陽光発電事業の実施に伴い、自然環境等に影響を受けると認められる者をいい、本条例では施行規則で定める範囲内の「土地又は建築物の所有者等」及び「自治会の代表者」と規定しています。	
	事前協議書を提出後、事業を取り止めた場合はどうしたらいいですか。	防府市環境政策課へその旨をご連絡ください。	
Q10	事業開始届出書に添付する現況写真はどのように撮 影すればいいですか。	事業区域の全景及び標識が設置されている状況が 確認できる写真を添付してください。	
Q11	届出をしなかった場合、罰則がありますか。	ありません。ただし、勧告の対象となり、正当な理由なくこれに従わないときは、事業者の氏名及び住所、勧告内容、勧告に従わなかった事実を公表する場合があります。	
Q12	工事の着手とは具体的にどういったことをいいます か。	太陽光発電設備の設置のみならず、設置のための樹木伐採や土地の造成といった行為も工事の着手に含みます。ただし、現地の測量などの準備行為は含まれません。	
Q13	条例の施行前に設置した太陽光発電設備は、手続 が必要ですか。	事前協議や事業計画の届出は不要ですが、令和8年 3月31日までに、標識を設置し、事業開始届出書を提 出してください。	